

開催・令和元年6月6日

所管部課		都市建設部 下水道課	部長	鈴木 菜穂美			
件 名		東大和市下水道条例施行規則の一部を改正する規則について					
			区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市下水道条例					
	部課機関						
1. 要 旨 令和元年7月1日に工業標準化法が産業標準化法へ改定されるため、用紙の大きさに係る規定について、東大和市下水道条例施行規則の一部を改正するものである。 (1) 改正内容 令和元年7月1日に工業標準化法が産業標準化法へ改定されることに伴い、日本工業規格（JIS）が日本産業規格（JIS）へ変更されるため、用紙の大きさを規定している9号様式及び11号様式の備考の一部を改める。 また、同様式の文言整理を行う。 (2) 施行日 令和元年7月1日 (3) 影響及び効果 適切な届出が行われることにより、適正な事務処理が図られる。							
2. 経 過（現時点に至るまでの経過） 文書課審査済み。							
3. 留意事項（問題点等） 特になし							
4. 主管部処理案（検討結果等） 庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。